

私たちの手で支えあいの地域をつくる

▷問い合わせ 高齢者支援係
(☎223局3536)

地域の中での支え合いを一愛の福祉ネットワーク

愛の福祉ネットワーク事業は、「住民同士での支え合いの地域づくり」を目標に、芦屋町社会福祉協議会から地域に呼びかけを行い、自治区単位で活動しています。令和2年度は、9地区で取り組みが進められています。

ネットワーク事業では、**1 地域を知る** **2 地域の人がつながる** **3 地域の人を見守る** **4 助け合い**という4つの活動を柱として、支え合いの地域をつくることを目指します。

それぞれの活動内容を紹介します。

1 地域を知る

住民同士の支え合いを実現するためには、まず、皆さんが住んでいる地域に、どのような人が住んでいるかを知ることが大切です。そこで、参加した皆さんが持ち寄った情報をもとに、地域の実情をまとめた「地域支え合いマップ」を作成します。また、このマップなどを参考に、必要に応じて見守りや声掛けの対象者名簿を作成します。

2 地域の人がつながる

「見守り」や「助け合い」の輪を拡げていくためには、住民同士が互いに信頼し合える関係になる必要があります。花見や七夕などの季節行事を定期的で開催し、互いに顔の見える関係づくりや声を掛け合える地域づくりを進めます。



3 地域の人を見守る

一人暮らしの人が自宅で亡くなり、発見が遅れてしまうような不幸な事態が起こらないよう、次のことに気をつけて、地域内での見守りを行います。

★気付きのポイント

- 一晩中、または昼間でも電気がついていない
- 何日も同じ洗濯物が干したままになっている
- 庭が荒れている
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている
- 長い間、姿を見かけない
- サロンなどの地域の集まりや行事に、急に来なくなった



4 助け合い

地域の中での関係づくりが進むと、困りごとの相談を受けることもあります。ちょっとした困りごとで、地域の中で対応できることは、お互いに助け合うことで信頼関係を築くことができます。

地域の中だけで困りごとに対応できない場合でも、公的サービスやボランティアの助けを借りて、解決できることがあります。町社協が事務局を担っている「あしや助けあい・支えあいの会（あしたの会）」でも、ちょっとした困りごとに対応するサービスを行っていますので、地域の中だけで解決できない時は利用してください。



▷参加加入やサポートの問い合わせ

- 地域を担当する民生委員・児童委員
- 高齢者支援係 (☎223局3536)
- 芦屋町社会福祉協議会・あしたの会 (☎222局2866)

※「愛の福祉ネットワーク事業」を実施する自治区には、芦屋町社会福祉協議会から活動経費の補助を行います。また、実際に活動を行う際には、芦屋町社会福祉協議会の職員が活動を支援します。気軽に相談してください。



くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

健康

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によって、変更・中止となる場合があります。

高齢者肺炎球菌予防接種は済んでいますか

左表の対象者は、高齢者肺炎球菌定期予防接種費用を3月31日(金)まで一部公費負担(課税世帯)の人が外来で接種した場合、



対象者	生年月日
65歳	昭和30年4月2日～31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～21年4月1日
80歳	昭和15年4月2日～16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～11年4月1日
90歳	昭和5年4月2日～6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～15年4月1日
100歳	大正9年4月2日～10年4月1日

約6千円を町が負担)します。接種していない人は早めに接種しましょう。ただし、すでに肺炎球菌ワクチン(ニューモバックスNP)の接種をしたことのある人は対象外です。

※案内ハガキ(対象者に令和2年3月末に送付しています)がないと予防接種が受けられません。紛失した場合は再発行しますの

で、本人確認の書類(運転免許証や保険証)、代理人の場合は代理人の本人確認の書類と合わせて、健康づくり係まで持ってきてください。

※60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重度の障がいがあり、医師が接種を必要と認めた人も対象となります。

▽費用 2500円(課税世帯)
 ※生活保護受給者と町民税非課税世帯(家族全員が非課税)の人は無料です。無料の人は、接種を受ける時に次のいずれかの書類を医療機関へ提示してください。
 生活保護証明書類(診療依頼書)、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証、介護保険料額決定通知書(所得段階1・

2・3)、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に基づく本人確認証。

※無料対象者で書類を持っていない人は、接種を受ける前に本人確認の書類を持参し、健康づくり係で手続きを行ってください。
 ※対象者と世帯が異なる(住民票が同じであっても世帯分離をしている場合を含む)人が代理申請をする場合は、委任状が必要です。
 ▽問い合わせ 健康づくり係(☎223局3533)

みんなで元気になろうや！講座に参加しませんか

糖尿病とはどんな病気なのか、予防のためのポイントなどを保健師・栄養士が話します。

▽とき 2月4日(金)午前9時30分～正午(9時15分から受け付け)

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表

筆記用具

▽申し込み 1月28日(金)までに、

健康づくり係(☎223局3533)へ



子育て

一時保育をご利用ください

保護者のリフレッシュやさまざまな事情で、一時的に保育を必要とする乳幼児を保育園で預かります。

▽対象 おおむね6カ月児〜就学前の町内に住んでいる乳幼児

▽保育日時 月〜土の午前9時〜午後5時

▽保育園の休園日を除きます。

※週3日(月14日)以内の利用が原則です。

▽利用料金 3歳児未満 1時間

500円、3歳児以上 1時間 400円

※半日、1日単位もあります。

※保育所、認定こども園(2・3号認定)を利用しておらず、「保育の必要性」の認定を受けた3歳児〜5歳児と町民税非課税世帯の0歳児〜2歳児は幼児教育・保育の無償化対象となります。

※無償化の詳細や申請は子育て支援係(☎223局3537)に問い合わせてください。

※無償化に関わらず、別途給食費が1日250円かかります。

※利用には、事前登録・予約が必要です。

▽申し込み 芦屋保育園(☎223局0343)

ひとり親家庭の生活資金や就学資金などを援助します

母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦の生活安定と扶養している子どもの福祉のため、無利子または低利子で各種資金の貸し付けを行います。

詳しくは、福岡県ホームページを見てください。

▽問い合わせ 宗像・遠賀保健福祉環境事務所(☎201局4162)

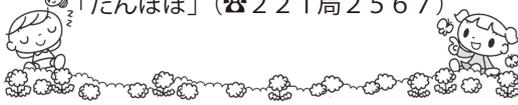


福岡県

たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221局2567)



※内容は変更・中止となる場合があります。ホームページで確認してください。

2月の日曜開館日 7日・21日

♡にこにこ絵本

▷とき 2月4日(日)・午前10時45分〜11時15分

♡お譲り・交換会

家で使わなくなった洋服・おもちゃ・絵本などを譲ったり交換したりしませんか。

▷とき 2月8日(日)〜13日(土)

※2月11日(日)は、祝日のため休みです。

♡絵本タイム

▷とき 2月19日(金)・午前11時〜11時30分

♡育児相談

【離乳食の日】

栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 2月8日(日)・午前10時30分〜11時30分

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】

保健師・栄養士による相談

2月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話してください。

【ほほえみ相談】

小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 2月2日(日)・午前10時〜正午

※予約は町内に住んでいる人のみです。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 2月17日(日)・午前10時〜正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。



集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ一人ひとりに無料で個別相談会をご利用ください

B型肝炎 給付金について

日程・会場

- 2/11(木) なかまハーモニーホール
- 2/12(金) 黒崎びびしんホール
- 2/13(土) 宗像ユリックス

対象者 昭和16年7月2日〜
昭和63年1月27日生まれ

※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 50万円〜
3,600万円

※所費に依りて給付金額の内訳が異なります

費用 申請手数料 無料
成功報酬制
※訴訟実費別途

完全予約制

0120-013-621

(ご予約受付時間)

平日 9:00~18:00

個別相談なので、他の方と顔を合わずにご利用いただけます。

無料個別相談会

弁護士法人 弁護士 栗田 幸一「あはれこころ」(東京弁護士会所属 登録番号35029) プレシャス総合法律会計事務所 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A

【営業時間】 平日 9:00~18:00
TEL 03-5363-6333

無料電話相談も
同時受付中！お気軽にお電話ください！

広告

会計年度任用職員を募集します

▷問い合わせ 人事係 (☎223局3574)

会計年度任用職員とは、1年度内(4月1日～翌3月31日)で勤務する非常勤職員です。町では、令和2年度と3年度の会計年度任用職員を下記のとおり募集します。応募する人は、下記の表より希望する職種を1つ選び、申込書(写真貼付)を提出してください。

令和2年度

▷申し込み 1月22日☎・午後5時15分までに人事係に申込書を提出(郵送可1月22日☎必着)

▷募集内容 下表のとおり

職種	勤務地	採用人数	勤務形態 (①時間・②日数)	保険		報酬など	備考
				社会	雇用		
事務補助員 (マイナンバー 関連業務など)	役場住民課	2人	①午前9時～午後5時 ②週5日勤務 ※月1～2回は土日勤務あり	有	有	日額6283円	任用期間=2月1日☎～ 3月31日☎

令和3年度

▷申し込み 1月12日☎～29日☎・午後5時15分までに人事係に申込書を提出(郵送可1月29日☎必着)

▷募集内容 下表のとおり

職種	勤務地	採用人数	勤務形態 (①時間・②日数)	保険		報酬など	備考
				社会	雇用		
事務補助員 (当初課税補助 など)	役場税務課	4人	①午前9時～午後5時 ②シフト制(4人による交替勤務)	無	有	日額6283円	パソコン操作ができる人 任用期間=4月1日☎～ 7月13日☎
事務補助員 (窓口受付業務 など)	役場住民課	1人	①午前9時30分～午後4時30分 の間で4時間45分 ②週5日勤務(※月20日を上限とする)	無	有	日額4264円 期末手当有	パソコン操作ができる人
理科支援員	小学校	1人	①午前8時30分～午後4時30分 ②週3日勤務	有	有	県講師単価 期末手当有	中学校理科または小学校 教諭普通免許状を所有する または取得見込みの人
学校用務員	芦屋小学校 芦屋中学校	2人	①午前7時～午後1時または午後 1時～午後7時 ②週5日勤務 土日勤務あり(学 校行事など)	有	有	日額4488円 期末手当有	簡易な営繕業務、草刈り ができる人
テニスコート 管理員	テニスコート	1人	①午前8時～午後5時または午 後5時～午後9時30分 ②週3日程度(4人による交替勤務)	無	無	時給897円 期末手当有	
DTP オペレーター	芦屋釜の里	1人	①午前8時30分～午後5時15分 ②週2日、土日祝日勤務あり(月 曜休館)	無	無	日額8676円 期末手当有	イラストレーターの操作 ができる人
庭園管理員		2人	①午前7時40分～午後4時10分 ②週3日、土日祝日勤務あり(月 曜休館)	有	有	日額7041円 期末手当有	庭木のせん定ができる人

共通項目

※試験内容は個人面接です。日程は担当課より連絡します。

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は応募できません。

※申込書は人事係に設置しています。また、町のホームページからダウンロードできます。

※都合により内容が変更となることがあります。

※任用期間は、原則、令和3年4月1日～令和4年3月31日です。異なる場合は、備考欄に記載のとおりです。

※期末手当や通勤手当相当分などは、条例などに定める条件に当てはまる場合に支給されます。

※勤務成績が良好で、次年度も同様の職がある場合には、再度任用されることもあります(ただし2回まで)。

また、採用はすべて条件付きのものとし、原則として採用後1カ月を良好な成績で勤務した時に正式採用となります。1カ月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日を満たすまで条件付採用期間が延長されます。

※地方公務員法の各規定(守秘義務、職務専念義務、懲戒処分など)が原則適用されます。

募集

老人憩の家管理人募集

町が設置し、芦屋町社会福祉協議会が管理する「老人憩の家」の管理人を募集します。



- ▽対象 町内に住んでいて、健康面で業務上の支障がない人
- ▽内容 ①ボイラーや防火設備の操作と管理、浴場の清掃・点検、憩の家管理事務など ②利用者の応対、湯茶の提供、館内の清掃・点検など
- ▽募集人数 ①②とも若干名
- ▽雇用期間 4月～令和4年3月
- ▽勤務時間 ①②とも午前9時～午後5時の隔週勤務
- ※日曜日・盆・年末年始は休館日
- ▽賃金 芦屋町社会福祉協議会の規定による
- ▽申し込み 2月5日(金)までに芦屋町社会福祉協議会(☎2222局2866)へ
- ※所定の申込書(芦屋町社会福祉協議会にあります)を提出してください。採用に際して面接を行います。面接日は申し込み時に伝えます。

児童クラブの入会児童募集

共働きなどで、保護者が家庭にいない児童を対象に、児童クラブを開設しています。令和3年度の入会を希望する保護者は、申し込んでください。



- ▽対象 町内の小学校に在籍している児童で、下校時に保護者が不在の児童
- ※申込者多数の場合は、入会を制限する場合があります。
- ▽開設時間 平日(下校時)午後6時30分、土曜日・休校日(午前7時30分)午後6時30分(日曜日、祝日、盆、年末年始は休み)
- ▽保育料 月額6000円(減額・減免措置あり)
- ※おやつ代1日100円とスポーツ保険料(入会時のみ)が別途必要です。
- ▽申し込み・問い合わせ 2月1日(日)～22日(日)に、子育て支援係(☎2233局3537)へ
- ※申し込みには、保護者の勤務先の在職証明などが必要です。様式は、各児童クラブと健康こども課窓口にあります。

町制施行130周年ロゴマークを募集



芦屋町は、令和3年度(2021年度)に町制施行130周年を迎えます。130周年を町民の皆さんと一緒に祝い盛り上げるため、「町制施行130周年ロゴマーク」を募集します。

▷作品の要件 ①②のいずれも満たすこと

- ①町制施行130周年が分かるデザイン
- ②芦屋町を表すような特徴的な要素(町木、町花、特産品、観光スポットなど)を使用し、芦屋町をPRするのにふさわしいデザイン

▷募集期間・応募方法 1月12日(火)～2月15日(日)・応募用紙に必要事項を記入し、郵送、メール、持参のいずれかで提出

■郵送＝〒807-0198 芦屋町役場企画政策課地方創生推進係宛(2月15日(日)の当日消印有効)

■メール＝130logomark@town.ashiya.lg.jp(2月15日(日)午後11時59分までに受信したもの)



■持参＝役場2階企画政策課窓口(平日・午前8時30分～午後5時15分)

※採用者には、賞状と記念品(芦屋釜復興工場の錫製酒器、釜ろん、パルセイユのハンドジェル)を贈呈します。

▷募集要項などの配布場所 役場1階総合案内・2階企画政策課窓口、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館、図書館、総合体育館

※町のホームページからもダウンロードできます。

▷問い合わせ 地方創生推進係(☎2233局3571)

皆さんの声をまちづくりに パブリックコメント(意見)募集

次の素案に対する、皆さんの意見を募集します。

①第8期芦屋町高齢者福祉計画 (素案)

芦屋町では、高齢者の皆さんがいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、高齢者の健康や介護予防、在宅支援、認知症施策などを盛り込んだ高齢者福祉計画を策定しています。

高齢者福祉計画は、令和3年3月末に第7期の計画期間が終了となるため、現計画の取り組みを検証し、国や福岡県介護保険広域連合の動向を踏まえ、計画期間を令和3年度からの3年間とする、新たな計画の策定を進めています。

②第3次芦屋町ボランティア活動 推進計画(素案)

活力ある地域社会のためには、一人ひとりが自主的な意思により、知恵や力を出し合い、地域で支え合いながら課題解決に取り組むことが求められます。ボランティア活動もその課題解決の一つの方法です。

今回策定する第3次ボランティア活動推進計画は、「第2次ボランティア活動推進計画」の成果などを踏まえ、現状や課題を整理し、今後の芦屋町のボランティア活動を推進するための基本的な考え方や施策を示すとともに、皆さんの自主的・自発的な非営利の公益的活動を支援するものです。

【提出方法】

所定の様式、または任意の様式に必要な事項(住所、氏名、年齢、性別)と意見を記入し、郵送・持ち込み、ファクス、電子メールのいずれかで提出してください

	①	②
郵送・持ち込み	〒807-0198 (住所記入不要)	
	芦屋町役場 福祉課高齢者支援係	芦屋町教育委員会 生涯学習課社会教育係
ファクス	222局2010	222局3885
メールアドレス	korei@town.ashiya.lg.jp 	syakai@town.ashiya.lg.jp 
問い合わせ	高齢者支援係 ☎223局3536	社会教育係 ☎223局3546

【共通事項】

▷素案の配布場所 役場1階総合案内、役場各課窓口(①=1階福祉課、②=3階生涯学習課)、中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、総合体育館、町民会館、ボランティア活動センター(②のみ)

※町のホームページからも、ダウンロードできます。

▷対象 町内に住んでいるか、通勤・通学している人

▷意見受付期間 1月12日(木)~2月10日(木)・午後5時15分まで

※郵送の場合は当日消印有効

▷意見に対する対応 提出された意見は、計画策定の参考とします。意見は住所、氏名などの個人情報を除き、町の考え方とあわせて公表します。また、提出者に対する個別の回答はしません。

なお、誹謗中傷や匿名の意見、電話による意見は受け付けできません。

※提出された意見は返却しません。

お知らせ

平日忙しい人のための マイナンバーカード休日窓口

平日にマイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。また、令和3年2月から月に2回開設します。マイナンバーカードがあればコンビニエンスストアで証明書を取得できます。この機会にマイナンバーカードを持つてみませんか。

▽とき 2月7日回、20日回、3月6日回、14日回・午前8時30分～正午

▽ところ 住民課窓口

▽持つてくるもの

【申請】 申請書（ない場合は役場で交付）、申請書貼付写真（ない場合は、申請時に無料で撮影）、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

【受け取り】 交付通知書、印かん、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写

真がないものは2点必要です。

※受け付けは本人のみです。

※住民票などの証明書の発行は行いません。

▽問い合わせ 住民係（☎2223局3531）

遠賀・中間産農作物の ドライブスルー販売予約受付

遠賀・中間産の旬な農作物の詰め合わせ2000円相当を1000円で予約販売します。購入には引換券が必要です。購入を希望する人は、必ず事前に申し込んでください。

▽申込方法 1月25日頃までに、産業観光課窓口まで

たは、町ホームページから申し込んでください。



申し込みページ

▽対象 遠賀郡・中間市に住んでいる人（1世帯1セットまで）

▽募集人数 350人

※申し込み多数の場合は抽選とし、当選者には2月上旬に、引換券を郵送します。

▽販売日時 2月20日回・午前9時～正午

▽販売方法 当選した人へのみ販売します。当日は引換券と千円を持ってきてください

▽販売場所 ボートレース芦屋駐

車場

▽問い合わせ 農林水産係（☎223局3544）

大学生等生活応援給付金の 申請は済んでいますか

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、日常生活が大きく制限された大学生などを対象に、1人につき10万円を給付しています。

期限後の申請は受け付けできませんので、まだ申請を行っていない人は、1月29日回（午後5時までに（必着）忘れずに申請してください。

対象者や申し込み方法など、詳しくは問い合わせてください。

▽問い合わせ 学校教育係（☎223局3547）

お米購入補助券を 受け取っていない人へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町民の皆さんの家計負担を軽減するため、対象者



（10月31日時点で、芦屋町に住民登録がある世帯主）へ2000円分のお米購入補助券を配布しています。

補助券は、11月中旬から世帯ごとにくゆうパックで発送しましたが、受け取られていない補助券は産業

観光課で保管しています。対象者には案内文を送付していますので、産業観光課窓口で早めに受け取りの手続きを行ってください。

補助券の使用期限は1月31日回までです。

▽問い合わせ 農林水産係（☎223局3544）

介護保険料の減免・徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で著しく収入が減少した場合など、介護保険料の支払いが困難で一定の要件を満たす場合は、申請により支払いの猶予、減額、免除が受けられます。

▽対象 ①、②のいずれかを満たす人

①新型コロナウイルス感染症の影響で、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った65歳以上の人

②新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（事業収入等）の減少が見込まれる、次のすべてに該当する65歳以上の人

■事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）

が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること

■減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の、前年の所得合計額が400万円以下であること

▽提出書類 介護保険料減免・徴収猶予申請書、収入見込申告書、今年の申請時点までの収入がわかる書類、前年の収入・所得がわかる書類（源泉徴収票や確定申告に提出した書類のコピーなど）

▽問い合わせ 高齢者支援係（☎223局3536）、または福岡県介護保険広域連合総務課収納管理係（☎へ092）981局9071）

防犯カメラを設置する人に補助を行っています

町内の犯罪に対する抑制力の向上や安全・安心なまちづくりの推進を図るため、町内の建物に防犯カメラを設置した人に対し設置に必要な経費を補助します。

▽対象 建物の所有者または所有者の同意を得た人で、町税などの滞納がない人

▽設置基準 ①建物の屋外への設置に限る（録画機能付きドアホンは除く）②必要な個人の映像を撮影しないように撮影範囲

に注意する③町内業者からの購入または町内業者による設置工事などに限る

▽補助対象経費 カメラと画像データ保存装置など防犯カメラと一緒に機能する機器とその設置工事費（維持管理費や画像データを保存するためのパソコンなどは対象外）

▽補助額 5万円を限度として、補助対象経費の2分の1の額
▽申し込み・問い合わせ 地域振興・交通係（☎223局3539）

※事前申請が必要です。申請前に工事に着手した場合は補助の対象になりませんので注意してください。

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例の公布

希少種が絶滅すれば、生物多様性が損なわれることになり、私たちが受け取る生きものの恵みを失うばかりか、将来にわたる暮らしの基盤を失うことにつながります。そのため、希少種を保護し、生物多様

性を守り支える必要があります。そこで、福岡県は令和2年10月6日(火)に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布し、県、市町村、事業者と県民の皆さんが一体となった希少種保護の取り組みを進めることとしました。

▽問い合わせ 福岡県環境部 自然環境課（☎へ092）643局3367、ファクスへ092）643局3222）



みんなのねんきん

20歳になったら国民年金

成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。国民年金は、年をとったときや病気やケガで障がいが残ったときなど、いざという時の生活を現役世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の日本国内に住んでいる人は、国民年金に加入することが義務付けられています。

20歳になった人には国民年金加入のお知らせ、保険料の納付書が送られてきます。保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料免除・納付猶予制度があります。また、前年所得が基準以下の学生を対象とした、保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。保険料を未納のままにした場合、障害基礎年金や老後の年金が受け取れなくなる場合があります。

なお、20歳になった時点で厚生年金保険に加入している人、加入している人に扶養されている配偶者は、国民年金加入の手続きは不要です。

▷問い合わせ 保険年金係（☎223局3532）

「公的年金等の源泉徴収票」が送られます

令和2年中に老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った人には、1月中旬から2月上旬にかけて、「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構から送られます。

これは、令和2年分として支払われた年金の金額や年金から差し引かれた所得税額などをお知らせするものです。

源泉徴収票は、所得税や復興特別所得税の確定申告などで必要ですので、大切に保管してください。

なお、障害年金や遺族年金は非課税のため、源泉徴収票は送られません。

▷問い合わせ 八幡年金事務所（☎631局7962）

お知らせ

ギャラリーあしや 〜芸術家のたまご展〜

町内小中学校と、北筑豊中学校文化連盟の児童・生徒作品を会場いっぱい展示します。授業や部活動などでの作品の数々が一斉に集まるめったにない機会です。

▽とき 2月13日(土)〜28日(日)・午前9時〜午後5時

※月曜日は休館です。

▽ところ 中央公民館3階ギャラリーあしや

▽問い合わせ ギャラリーあしや
(中央公民館3階事務室 ☎222局1681)

中央公民館講座 3千万年前の日本は芦屋の時代

地質学の論文中に、地層名として芦屋層群が初めて使われたのは、今から95年も前の、1925年のことでした。

それ以来、芦屋層群は西南日本の漸新世(インドがアジアに衝突した頃)の代表的な地層として、研究の対象になりました。また、貝類などの化石研究で「Ashiya」の名称は、国際的にも使われています。今回は、地質学・古生物学の

視点から芦屋を発掘していきます。

▽とき 2月14日(日)・午前10時〜正午

▽ところ 中央公民館2階

▽参加費 無料

▽講師 岡崎美彦さん(北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員、理学博士)

▽定員 30人(先着順)

▽申し込み 1月12日(金)から・午前9時〜午後5時に、中央公民館(☎222局1681)へ

※月曜日は休館です。

芦屋歴史の里企画展 田中繁吉 家族の肖像展

芦屋で生まれ育ち、画家として名を成した田中繁吉は、色彩豊か

な画風で知られています。また家庭では愛妻家であり、家族愛に満ちた人物でした。芦屋町では、平成7年と18年にも田中繁吉展を開催しています。

今回、田中家遺族より新たに寄贈された多くの未公開作品や家族写真をおして、画家の素顔を追います。

▽とき 2月2日(金)〜6月27日(日)・午前9時〜午後5時

※月曜日は休館です。

▽ところ 芦屋歴史の里

▽入館料 中学生以上200円、小学生100円

【ギャラリートーク】全3回
▽とき 第1回 2月21日(日)・午前10時〜11時

▽テーマ 第1回 田中家の人々

※第2回 4月18日(日)、第3回 6月20日(日)・午前10時〜11時

▽問い合わせ 芦屋歴史の里(☎222局2555)

夜間飛行訓練を行います

【ジェット機】

▽とき 1月18日(日)、19日(月)の日没〜午後9時ごろ(予備日 1月20日(火)、21日(水)、25日(日)〜28日(木))

【救難ヘリコプター・救難搜索機】

▽とき 毎週(日)、(火)・日没〜午後9時ごろ

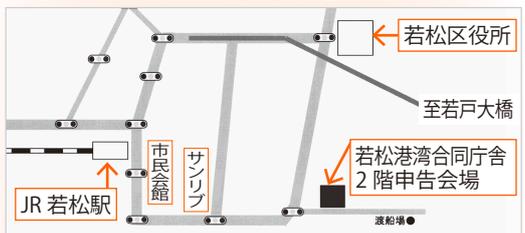
▽問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室(☎2223局0981 内線254)

若松税務署から 確定申告に関するお知らせ

▷とき 1月25日(日)〜3月15日(日)・午前9時〜午後4時

※土日祝日は休み。ただし、2月21日(日)、2月28日(日)は、AIMビル3階(小倉北区浅野)で申告相談を行います。

▷ところ 若松税務署(若松港湾合同庁舎2階)



※駐車場には限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

- 令和2年分の所得税の確定申告書は、3月15日(日)が提出期限です。
- 令和2年分の消費税の確定申告書は、3月31日(火)が提出期限です。
- 遠賀コミュニティーセンター会場は開設しません。

▷注意事項 今年に入場の際に入場整理券が必要です。入場整理券は会場で当日配布しますが、LINEアプリでも事前発行をしています。

※LINEアプリによる事前発行は2月1日(日)分から予約可能です。

※入場の際は、日時を記載した入場整理券または日時を表示したLINE画面を提示してください。

※指定された入場時間内に来場してください。

▷問い合わせ 若松税務署(☎761局2536)

令和3年度から適用される個人住民税の税制改正

▷問い合わせ 課税係 (☎223局3534)

■給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除と公的年金等控除の控除額は一律10万円引き下げ、どのような所得にも適用される基礎控除の控除額は一律10万円引き上げられました。



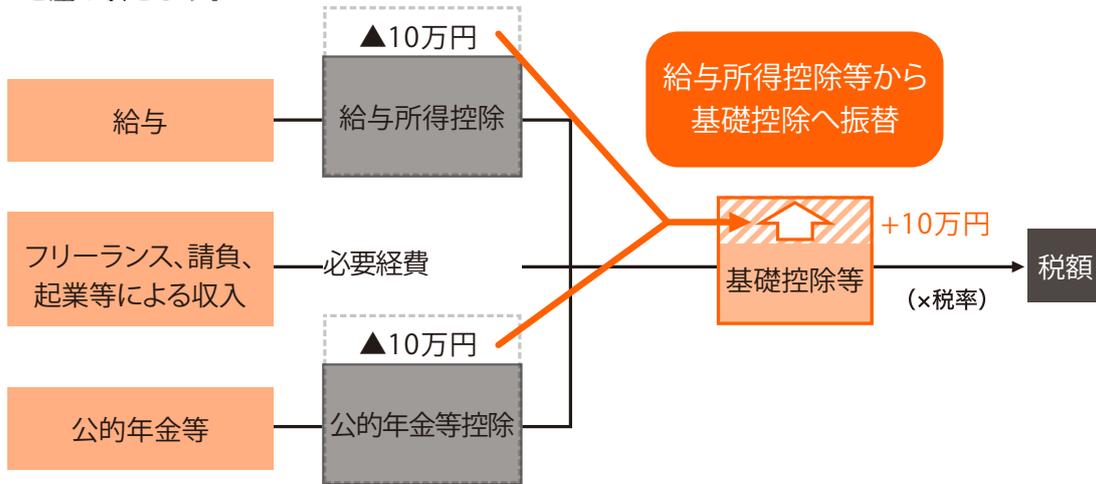
個人住民税の税制改正
(芦屋町ホームページ)

※給与収入が850万円を超える人は給与所得控除額が195万円となります。

※公的年金等以外の所得が1000万円を超えると公的年金等控除額が引き下げられます。

※合計所得が2400万円を超える人は、基礎控除額が段階的に引き下げられます。

※年収850万円を超える子育て世帯、給料と公的年金等がある人たちは「所得金額調整控除」を差し引きます。



■扶養控除、配偶者控除などの所得金額要件の見直し

扶養控除、配偶者控除などの合計所得金額の要件が10万円引き上げられました。

※給与所得控除、公的年金等控除が同額引き下げられたため、対象者の年収は以前と同じです。

■ひとり親控除の創設、寡婦控除の見直し

従来、寡夫、寡婦控除は、死別・離婚にかぎられていましたが、未婚の人も対象となる「ひとり親控除」(控除額30万円)が新設されました。寡夫控除と特別寡婦は廃止され、「ひとり親控除」に統合されました。なお、合計所得金額が500万円を超える人は対象外です。

		現行				改正後					
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除					
本人が女性	配偶関係	死別	離別	死別	離別	死別	離別	離婚	未婚のひとり親		
	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
	扶養親族	有	子	30	26	30	26	30	26	30	30
		子以外	26	26	26	26	26	26	26	26	26
無	26	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
本人が男性	配偶関係	死別	離別	死別	離別	死別	離別	離婚	未婚のひとり親		
	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万	
	扶養親族	有	子	26	—	26	—	30	—	30	30
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—
無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

酸性電解水を無償配布しています

▷問い合わせ 庶務係 (☎223局3572)

インフルエンザやノロのウイルス対策にも！

冬の低温と低湿度は、ウイルスが長く生存できる環境のため、感染症が流行しやすくなるといわれています。酸性電解水は、インフルエンザウイルスやノロウイルスに対して、高い除菌効果を発揮することが厚生労働省からも示されています。町では、引き続き新型コロナウイルス感染症対策として、酸性電解水の無償配布を行っていますので、さまざまな場面で活用してください。日程は下記のとおりです。



とき	ところ	2月以降の予定
当面の間、平日の 午前8時30分～午後5時15分	役場・総合案内横	町民会館、公民館、総合体育館での配布は2月21日回、3月21日回予定しています。詳しくは、2月1日発行の広報あしやまたはホームページをご覧ください。
1月24日回 午前10時～午後4時	町民会館 芦屋東公民館 山鹿公民館 総合体育館	

▶配布量

1世帯あたり1リットル程度

▶準備するもの

ペットボトル容器など

※紫外線で酸性電解水の効果が弱まるので、遮光性の容器が適しています。

▶保管方法など

- 涼しく、紫外線が当たらない場所で保管してください。
- アルミホイルなどで容器を包むと効果が持続しやすくなります。
- 正しく保管すると使用期限は約1カ月です。
- 誤飲などを防ぐため、容器には必ず日付けと酸性電解水と明記してください。

▶使用方法

- あらかじめ除菌したい場所の汚れを落してから使用してください。
- 除菌したい場所に、酸性電解水を十分に吹きかけてからペーパータオルで拭いたり、布巾やペーパータオルに十分に含ませて拭いたりしてください。
- 新型コロナウイルスの対策として、使用する場合は、対象物に掛け流して使用することが推奨されています。新型コロナ対策に有効とされる酸性度、濃度で生成していますが、時間の経過や保管状態によっては、濃度が低下します。

役場などに取りに行く

ペットボトルやスプレー容器などに入れて持ち帰る



良く触るところを拭く

椅子やテーブル、ドアノブなどスプレーで直接噴射。場合によっては拭き取る



芦屋歴史紀行 その二百九十六

エビスさま

●海の向こうから来た福の神

年末・年始には七福神の絵姿をよく見かけます。エビス(恵比須)・大黒天・布袋・福祿寿・毘沙門天・弁財天・寿老人で一組です。大黒天・毘沙門天・弁財天は、元はインドの神で仏教守護の神として伝わってききました。布袋・福祿寿・寿老人は、中国から伝来してきた神です。エビスのみが日本出身の神です。七福が揃ったことが中世室町初期には確認されていますから、商業が社会に組み込まれていく中で福の神という概念が生まれ、七という神聖な数で括られたのでしょう。

エビスは一般には釣り竿(ざお)を持ち、大きな鯛を抱えた福々しい姿で知られ、とても人気のある神様です。しかし、公に認められた神の系譜



△七福神で唯一日本出身のエビス神

には入っていません(つまり古事記や日本書紀には登場しない)。そこで神社で公の神として祀る際には、

大国主命の子、事代主命として祀られることが多いようです。「恵比須(恵美寿)」は一番なじみのある字ですが、これはエビスに吉祥文字を当てたものようです。また「蛭子」の字が当てられることもよくあります。蛭子はヒルコとも読みます。

イザナギ・イザナミの二柱が国生みに失敗してできた足の萎えた神のことで、海に流されたことからエビスと関連づけられたようです。鯨や大漁の前兆をエビスと呼ぶ地方もあります。つまり、もとは海の幸をもたらす「海から来た神(漂着神)」がエビスであったわけで、この「漂着神」としての性格が海に流された蛭子と一緒に中世段階では福徳と航海の守護神となっていきました。

中世のエビスは海の民によって市場に持ち込まれ市神となったようです。海の幸を授ける霊験あらたかな神エビスは市場を通じて職人・商人の間で信仰を集め、都市部さらには農村にまで広まっていきました。

●海の向こうから来た疫神

令和3年ほどの様な年になるの

でしょうか。令和2年はコロナ禍で大変な年でした。日常の風景、社会行動すら変わっていきました。幸い現代の医療の発達は、病原体を正しく特定し、対処法を導き出せるようになってきました。このところのニューズでは現代医学による新薬や有効なワクチンの開発が報道されているところですが。

しかし、医療の発達していなかった古代では、病気は目に見えないものによってもたらされると信じられていました。遣唐使などによる積極的中華文明の受容は、中国土着の迷信をも日本にもたらしました。中国の疫鬼の概念が平安社会に広く浸透し、疫病はそれをもたらす鬼神によるものとの考え方が生まれま

した。やがて一般での素朴な病魔への畏怖と結びつき、疫病神、疫神といった存在が病気をもたらすという民間信仰に至ったと考えられています。

福の神は海の向こうからやってきた神々でした。疫神もまた海の向こうからやってきました。新しい疫神COVID-19は人々の願いとは裏腹に未だその勢力を増しています。

(芦屋歴史の里)

▼東京五輪・パラリンピックが1年後に延期されたことで、今年の祝祭日も昨年のように海の日(本来は7月第3月曜日)は五輪開会式前日の7月22日(日)へ、スポーツの日(本来は10月第2月曜日)は開会式当日の23日(日)へ移動され、山の日(本来は8月11日)は閉会式の8月8日(日)とし、翌9日(日)が振替休日となりました。この東京五輪の開閉会式に合わせて祝日を移動する特別措置法改正案は令和2年11月27日の参院本会議で可決、成立したため、世に出回っている多くのカレンダーには、移動した祝日表示がされていないのではないかと懸念されています。しかし、皆さんの手元に届いた芦屋町人権啓発カレンダーは、迅速な対応で調整されたようで、移動後の祝日が表示されています。なんとなく気持ちがいじです。貴重なカレンダーなので大事に使ってほしいです。(観守)

▼町内疫病退散ツアーで紹介された山鹿の疫神社は、菅原道真公が太宰府に向かう途中に立ち寄ったそうです。また、菅原道真公は牛に命を救われたという逸話もあるそうです。来年の干支は丑。福島県の赤べこなど、牛には疫病を払ったという話がありますが、コロナ禍の収束を丑年の牛に期待してしまっています。(小田)

編集後記